

佐賀県庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る

入札参加資格停止等の措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する庁舎、工作物、重要美術品その他重要な物件（以下「庁舎等」という。）の維持管理に係る委託業務（以下「維持管理業務」という。）の適正な履行を確保するため、競争入札参加の資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に入札参加資格停止処分に該当する行為があった場合の県の措置について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格停止)

第2条 知事は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加資格停止を行うものとする。

2 知事が入札参加資格停止を行ったときは、収支等命令者（佐賀県財務規則（平成4年規則第35号）第2条第9号に規定する収支等命令者をいう。以下同じ。）は、庁舎等の維持管理業務の契約のため競争入札を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を参加させてはならない。

3 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止及び「佐賀県物品購入等契約に係る入札参加資格停止等の措置要領」に基づく入札参加資格停止の措置を受けた有資格業者については、第1項の規定にかかわらず、当該各要領に基づく指名停止期間及び入札参加資格停止期間を準用して入札参加資格停止を行うものとする。

(入札参加資格停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の入札参加資格停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。ただし、その期間は3年を超えないものとする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（入札参加資格停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第9号までの措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事情があるため、別表各号及

び前2項の規定による入札参加資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1までに短縮することができる。

- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事情があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 5 知事は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事情又は極めて悪質な事情が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。
- 6 知事は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加資格停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加資格停止の期間の特例)

第4条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加資格停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は県の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第7号に該当したとき。
 - (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し別表第2第4号から第6号までのいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
 - (3) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第9号までのいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- 2 知事は有資格業者が別表第2第4号から第6号までのいずれかの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、入札参加資格停止の期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1に短縮するものとする。この場合において、この項前段の期間が別表第2の当該措置要件に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3条第3項の規定を適用するものとする。
- 3 知事は、刑法第96条の6に違反した有資格業者のうち最初に県に当該違反行為に係る事実を報告した者については、別表第2第7号から第9号までの該当する措置要件に係る入札参加資格停止の期間を2分の1に短縮するものとする。この場合において、この

項前段の期間が別表第2の当該措置要件に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3条第3項の規定を適用するものとする。

(入札参加資格停止の通知)

第5条 知事は、第2条第1項の規定により入札参加資格停止を行ったときは入札参加資格停止通知書（様式第1号）により、第3条第5項の規定により入札参加資格停止の期間を変更したときは入札参加資格停止期間変更通知書（様式第2号）により、または同条第6項の規定により入札参加資格停止を解除したときは入札参加資格停止解除通知書（様式第3号）により、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により入札参加資格停止の通知をする場合において、当該入札参加資格停止の理由が県庁舎等の維持管理業務に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 収支等命令者は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 収支等命令者は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が県庁舎等の維持管理業務の全部若しくは一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

(入札参加資格停止に至らない場合の措置)

第8条 知事は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができる。

(苦情申立て)

第9条 第2条第1項の規定による入札参加資格停止、第3条第5項の規定による入札参加資格停止の期間の変更（ただし、期間の延長の場合に限る。）又は前条の規定による書面による警告又は注意を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申立てることができる。

2 前項に規定する苦情申立てに関する手続については、別に定めるものとする。

(入札参加資格停止委員会の設置)

第10条 知事が有資格業者に対して行う入札参加資格停止等を審議するため、入札参加資格停止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第11条 委員会の委員は、総務部長、総務部副部長、資産活用課長、資産活用課副課長をもってあてる。

2 委員会に会長を置き、総務部長をもってあてる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の審議)

第12条 委員会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要により関係課長又は現地機関の長（以下「主務課長等」という。）の出席を求めることができる。

(議決の方法等)

第 13 条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会長が急施を要し、委員会に付議する暇がないと認めるときは、過半数の委員による書面審議により決することができる。

2 会長は、議決の内容を知事に報告するものとする。

3 委員会の議事は、公開しない。

(報告等)

第 14 条 主務課長等は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の 1 に該当するときは、速やかに、主務部（局）長を経由して総務部長に報告するものとする。

2 総務部長は、前項の報告があったときは調査を行い、必要に応じて当該有資格業者から弁明を求めるものとする。

3 総務部長は、知事が有資格業者について第 2 条第 1 項の規定により入札参加資格停止を行い、第 3 条第 5 項の規定により入札参加資格停止の期間を変更し、又は同条第 6 項の規定により入札参加資格停止を解除したときは、直ちに、関係機関（県の機関に限る）の長に通知するものとする。

(庶務)

第 15 条 委員会の庶務は、総務部資産活用課で処理する。

附 則

この要領は、平成 24 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1 虚偽記載及び契約違反等による措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 県庁舎等の維持管理業務の契約において、入札参加資格審査申請書及び関係資料その他入札前（随意契約の場合は契約前）の調査資料に虚偽の記載をし、庁舎等の維持管理業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
(過失による粗雑な維持管理) 2 県庁舎等の維持管理業務の実施に当たり、過失により維持管理を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	1 か月以上 6 か月以内
3 県内において、県以外の官公庁等の庁舎等の維持管理業務の実施に当たり、過失により維持管理を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	1 か月以上 3 か月以内
(契約違反等) 4 第2号に掲げる場合のほか、県庁舎等の維持管理業務の実施に当たり、契約に違反し、庁舎等の維持管理業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき、又は正当な理由がなく契約を締結しないとき。	2 週間以上 4 か月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 1 次に掲げる者が、佐賀県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人 イ 有資格業者である個人の使用人 ウ 有資格業者である法人の役員 エ 有資格業者である法人の使用人 オ アからエまでに掲げる者又は有資格業者である法人から庁舎等の維持管理業務委託の入札等（入札、見積りその他の契約のための事前の手続きをいう。）に係る情報収集又は入札等への参加のための業務の全部又は一部を受託したもの又はその使用人（受託した者が法人である場合にあっては、その役員を含む。） 2 前号のアからオまでに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 3 第1号のアからオまでに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12 か月以上 36 か月以内 8 か月以上 24 か月以内 4 か月以上 12 か月以内
(独占禁止法違反行為) 4 県発注の庁舎等の維持管理業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、庁舎等の維持管理業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 5 県内において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る庁舎等の維持管理業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、庁舎等の維持管理業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	12 か月以上 36 か月以内 8 か月以上 24 か月以内

6 県外において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る庁舎等の維持管理業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、庁舎等の維持管理業務の契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (競売入札妨害又は談合)	4 か月以上 12 か月以内
7 第1号のアからオまでに掲げる者が、県発注の庁舎等の維持管理業務に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12 か月以上 36 か月以内
8 第1号のアからオまでに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る庁舎等の維持管理業務に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	8 か月以上 24 か月以内
9 第1号のアからオまでに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る庁舎等の維持管理業務に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4 か月以上 12 か月以内
10 第1号のアからオまでに掲げる者が、県発注の庁舎等の維持管理業務に関し、県職員に対して、情報入手の有無にかかわらず、不当情報提供要求を行ったと認められるとき。 (不正又は不誠実な行為)	6 か月以上 12 か月以内
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、庁舎等の維持管理業務の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内
12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が拘禁刑以上の刑（令和4年法律第67号による改正前の刑法の規定による禁錮以上の刑を含む。以下においても同じ。）に当たる犯罪の容疑	1 か月以上 9 か月以内

により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告され、庁舎等の維持管理業務の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	
--	--

様式第 1 号

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

知 事 名 印

入 札 参 加 資 格 停 止 通 知 書

佐賀県庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る入札参加資格停止等の措置
要領に基づき、下記のとおり入札参加資格を停止しますので通知します。

記

1. 入札参加資格停止期間

年 月 日から 年 月 日まで (か月)

2. 入札参加資格停止の理由

(参考)

入札参加資格停止期間中の取扱い

- ①一般競争入札等の参加を認めない
- ②見積りへの参加を認めない
- ③下請負人・再委託先となることを承認しない

様式第 2 号

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

知 事 名 印

入 札 参 加 資 格 停 止 期 間 変 更 通 知 書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴方の入札参加資格停止を行った旨を通知したところではありますが、このたび、下記のとおり当該入札参加資格停止の期間を変更することとしましたので通知します。

記

1. 従前の入札参加資格停止の期間
2. 変更後の入札参加資格停止の期間
3. 変更の理由

(参考)

入札参加資格停止期間中の取扱い

- ①一般競争入札等の参加を認めない
- ②見積りへの参加を認めない
- ③下請負人・再委託先となることを承認しない

様式第 3 号

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

知 事 名 印

入 札 参 加 資 格 停 止 解 除 通 知 書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴方の入札
参加資格停止を行つた旨を通知したところありますが、このたび当該入札
参加資格停止を解除しましたので通知します。